

令和3年第2回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年2月16日、午前10時から、市役所6階601・602会議室において、令和3年第2回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）
今泉 浩史
澁谷 香織
杉本 真紀子
吉田 伸幸

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	石田 昭男
教育指導担当部長	大川 優
教育総務課長	町田 義信
学務課長	中島 英
指導課長	高橋 達也
生涯学習課長	奥谷 庸子
学校給食課長	山本 有美
図書館課長	佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎
教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第2 会期の決定
- (3) 日程第3 教育行政報告
- (4) 日程第4 第4号議案
「市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」
- (5) 日程第5 報告事項
- (6) 追加日程第1 第5号議案
「令和2年度教育費補正予算（第6号）の提出について」
- (7) 追加日程第2 第6号議案
「令和3年度教育費補正予算（第1号）の提出について」

教 育 長 　ただ今から、令和3年第2回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思えます。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は吉田委員にお願いいたします。

　次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

　次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長 　1 教育委員会後援名義について
2 令和3年1月・2月東京都市教育長会庶務課長会定例会について
3 学校開放事業について（1月分）

学務課長 　1 令和3年1月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 令和2年度第2回稲城市立学校給食共同調理場運営委員会について
3 令和2年度定期健康診断（脊柱側弯症検診）
4 児童・生徒数、学級数（令和3年2月1日現在）について

指導課長 　1 担当者事業について
2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 その他について
6 教育センター関係について

生涯学習課長 　1 社会教育活動の振興について

- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式関係について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について（12月分）
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 i プラザの主な主催事業の実施状況について（12月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（i プラザ 12月分、公民館 1月分）

学校給食課長

- 1 3学期学校給食開始について
- 2 新調理場視察について（1月7日）
- 3 学校給食野菜に関する情報交換会について
- 4 新調理場視察について（1月27日）
- 5 学校給食物資納入業者説明会について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
- 3 分館の主催行事について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 インタビューについて
- 9 図書館の利用状況について（令和3年1月分）

教育長

教育行政報告が終わりました。

本日は議事進行の都合により、日程第4 第4号議案、追加日程第1 第5号議案及び追加日程第2 第6号議案を先に行い、その後、日程第5 報告事項を行うことといたします。

それでは、日程第4 第4号議案「市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」を議題といたします。

本案につきましては、市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴い、関係規則の整備を行う必要があるので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育長

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則について、ご説明させていただきます。議案概要説明

書のほうをご覧くださいいただけますでしょうか。お願いします。

まず、ここに記載はありませんが、背景でございしますが、今般の新型コロナウイルス感染症に伴いまして、行政事務の簡素化の観点から国では手続の押印の見直しが行われましたが、国からの見直しに係る通知でありますとか、あるいは市におけるさらなる市民等の利便性の向上と事務事業の効率・迅速化の観点から、市では昨年の令和2年11月に企画政策担当を中心といたしまして全庁的な取組といたしまして、市民を対象とした行政の手続の押印の見直しについて検討を行ってまいりました。これに伴いまして、教育委員会につきましても同様の押印の見直しを行いまして、その結果、こちらの押印の見直しに伴う様式等の変更が必要となったため、こちら今回規則改正を行うものでございます。

概要でございしますが、本案は、市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴い、関係規則の整備を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正内容でございしますが、第1条関係から次のページ第10条関係ということで、こちら教育委員会規則の中で10本の規則につきまして、押印の手続の見直しを行ったものでございます。

内容につきましては、こちら記載のとおりでございしますが、押印のほう、ほぼ廃止しております。第3条関係につきましては、署名又は記名押印の形に変更となっております。

その結果、教育委員会の規則につきまして、38手続におきまして、押印を求めておりましたが、そのうち二つを残しまして36の手続につきまして押印を廃止する結果となっております。

こちらにつきましては、令和3年4月1日から施行することとしております。

ご説明は以上でございします。

教育長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 今、課長からのご説明の中で、市として国の方針を受けた経緯というのも伺ったところです。その中で、全庁的取組として検討をして同様の見直しを教育委員会でもというお言葉で今ご説明くださいましたけれど、その市としての検討の内容はどんな方針になったかというのを簡単に結構ですので、教えていただけますか。教育委員会も市長部局と独立しているとはいえ、相手は同じ市民の方々ですので、同じような方針ということは望ましそうだなと思っております。そんな視点から伺いたいと思います。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 市の行政手続見直し、押印の見直しについてということでございますが、昨年11月に事務連絡で全庁的に見直しのできるものにつきましては、見直すようにというようなことで各課のほうに通知が出ております。具体的には押印をすることに対しまして法的根拠があるのかないのか。ないものについては基本的に押印は必要ないだろうということ。それから、法的な根拠あるいは都の規則等、そういったものがあつた場合には、その所管の対応によるというようなところでございます。

また、市の条例や規則で定めてあるものに関しましては、その必要性につきまして、もう一度確認するよつにというようなことで、押印が省けるものは省くよつにというようなことのプロチャートというような図を示されております。

これに基づきまして、各課のほうで所管する手続の押印につきまして洗い出しと見直しを行ひまして、今回の結果となつてゐるものでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

杉本委員 はい。

教育長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 質問です。先ほどほぼ押印廃止になつたということでお伺ひいたしました。38のうち36が廃止ということなんですけれども。二つは廃止にならなかつたものってどういつたものなんでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 具体的には今回押印を廃止してゐない2件でございますが、iプラザの使用料の還付請求の手続に関する請求書でございます。それからもう1件につきましても公民館の使用料の還付に関する手続のものでございます。こちらにつきましては、会計事務規則に基づくもので、こちらの市長部局のほうの一括でやつてゐるものであります。それに従つて教育委員会も行ってありますが、そちらのほうの規則の中で請求の信憑性を確保するために債主による押印を求めるとよつにというようなものがあつまして、この還付といふものにつきまして、これの押印を求めなくていいのか、会計事務規則の改

正について検討をしているということで、まだ結果が出ていないというところでは。今後、こちらのほうが廃止するというものでありましたら、押印手続を廃止するような規則改正させていただきたいと思っております。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 承知いたしました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 第3条関係について、区域外就学願ですね、これについては署名又は記名押印に変更ということで、私、議案概要説明書の1ページ目を見ていますが、ほかのほとんどが押印廃止となっているのと多少の相違がありますが、これはどのような理由からこのようにしたのでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 本人は最初から署名で保護者二人いる場合が多いですので、奥様が来て世帯主の名前が書いてあるところへ押印というような形でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 そのほかの者の手続が基本としては何か施設を借りたりですとか、そういった性格のものに対して、こちらはお子さんの就学に関わるものなので、関係する保護者が複数いた場合等に考慮するという考え方でよろしいでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 そのとおりでございます。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 杉本委員のおっしゃるとおり、就学届に関しましては、児童・生徒が教育を受けることに関する重要な手続であることから、こちらの手続については署名を残したというところでございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 承知しました。

教育長 ほかに。
今泉委員。

今泉委員 私の記憶が少し曖昧なので、念のため確認させていただきたいんですけども、学校給食の還付だったか何か、口座振替の申込みか何かは1年ぐらい前にあったかと思うんですけども。学務課長と教育総務課長に一生懸命やっていただいた、あれって押印ありませんでしたか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 学校給食申込書兼支払方法の届出書というものがございまして、そちらにつきましては記名押印というような形でございました。その時の改正によりまして署名に変更しておりまして、押印のほうはすでになくしております。

今泉委員 じゃあ、あれはもう署名になっているという形ということですね。ありがとうございます。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 第9条関係について確認させてください。第9条関係内容が、稲城市立学校体育施設の開放に関する規則です。この様式のほうを見ますと、様式のほうの10分の5ページと10分の6ページのところにあります。これは開放日誌の学校長印を廃止するというご提案かと思えます。この押印というのは、押印の意味ですけど一つは署名に少し気持ちの面で重きを置くとか裏づけるとか、そういうことで押印をしていたという手続が一つあると思えます。

もう一つは、いわゆるチェック機能ですね。チェックをするために押印をするという機能もあるかと思えます。この第9条関係は学校長印を、これは体育施設を施設利用者がどのように使ったかの記録に対して、施設管理者である学校長が、はい、分かりました、こういうふうに使ったんですねと言ってチェックをして押印するという機能だと思います。これについて、全く押印をなくすとなると、学校長のチェック機能はどうするのかという問題が湧くと思えます。これはどういうふうにお考えでしょうか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長　こちらにつきましては、委員のおっしゃったとおり、使用後の内容につきまして、学校に提出したものを学校が内容を確認して教育委員会に出していただいたものでございます。学校のほうで使い方につきまして、適切でない使い方があった場合には、当然、学校のほうで連絡をいただいているところで、そういった連絡体制というのをとっておりますので、こちらの押印につきましても、必ずしも絶対必要ではないというふうに判断いたしまして、今回廃止するということを判断したものでございます。

教 育 長　杉本委員。

杉本委員　分かりました。そうしますと、押印ということは特にその押印という動作自体はなくても学校長はチェックをしているという前提で、開放日誌は使用するという、そういうことでしょうか。確認です。

教 育 長　教育総務課長。

教育総務課長　そのとおりでございます。こちらは一応記名の欄もありますので、そういったところで、提出していただく段階で内容を確認していただいたというところで、そちらを提出いただくというふうに、そういう判断でしております。

教 育 長　杉本委員。

杉本委員　今、記名とおっしゃいましたけれど、この様式3号には記名の箇所ってあるんでしょうか。

教 育 長　教育総務課長。

教育総務課長　こちら記名がされておりますのと、やはり学校からこちらのほうに、教育委員会の教育総務課のほうにいただくものですので、当然内容のほうは確認していただいているような判断をしております。

教 育 長　杉本委員。

杉本委員　分かりました。正直ちょっと多少不安があります。押印のないところでちゃんと見てくれています、はい、見ましたよという、そういったところでの性質であると考えますが、そのところを教育総務課のほうで学校長との間で確認をされて確実に使用は適正にされているという、そのチェック機能が働けばいいことだと思いますので、そのチェックは必ずしてくださいようお願いいたします。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 今の内容につきまして確認いたします。経験上のお話なのですが、何か利用団体が不適切な使用だとか、気になるようなことがあれば、小・中学校のほうから教育委員会のほうに、これは困るだとか、何かそんなことまで学校は気にするのみたいなどころもありますので、この辺のチェック機能というのは、団体利用者の使い方に関してはすごく気にしているのかなというようなところもありますので、そういったところでは、学校長印というところも、割合形骸化ということではありませんが、そういうようなところもチェック機能という面ではあるかもしれないのですが、ある意味なくてもきちんとチェック機能が働いているのかなというふうに判断しております。しかし、これが今回なくなりますので、よく確認してくださいというところの連絡はしたいというふうに考えております。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 趣旨は分かりました。私もチェック、チェックとかなり適正な使い方をしているかというところばかり焦点を当ててしまいましたけれど、学校施設をどんなふうに市民の方が有効活用してくださっているかというのは、その学校、地域の中での学校づくりという視点から学校長がどう経営していくかというところにも前向きにつながっていくことかと思っておりますので、そういった面でも含めて、この日誌というのは学校経営上利用するものというふうに思っておりますので、印というのがなくなっても、これは決して学校は印を形骸化していなかったんじゃないかなというふうに私自身は思っております。そんなふういろいろな意義がある学校開放をさらに意義あるものにするようにということで、これがなくなって手続が簡素化したところで、また新たにそんなふうなことも学校に周知ですとかしていただければと思います。意見ということで。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより、第4号議案「市民、事業者等に押印を求める手続の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則」を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、追加日程第1、第5号議案「令和2年度教育費補正予算（第6号）の提出について」及び追加日程第2、第6号議案「令和3年度教育費補正予算（第1号）の提出について」を議題といたします。

第5号議案及び第6号議案は予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、第5号議案及び第6号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第5号議案及び第6号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙

（これにて第5号議案及び第6号議案の秘密会は終了）

（ 暫時休憩 ）

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第5号議案「令和2年度教育費補正予算（第6号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

教 育 長 挙手全員であります。よって、第5号議案は原案のとおり可決いたしました。

これより、第6号議案「令和3年度教育費補正予算（第1号）の提出について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5、報告事項です。本日の報告事項は2件です。

まず、報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応について」を教育総務課長より、説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応につきまして、各課の状況をまとめてご説明させていただきたいと思っています。

新型コロナウイルス感染の緊急事態宣言の発令に伴いまして、1月の定例会におきましてご説明させていただきましたが、内容といたしましては学校体育施設開放事業、それから公民館貸出施設、iプラザ貸出施設、それから図書館分館における予約資料の夜間受け取り時間、こちらにつきまして通常よりも時間を短縮しまして、20時あるいは19時30分までに短縮したところがございます。それから指導課のほうの内容で市内小・中学校におきまして感染リスクの高い活動につきましても緊急事態宣言に伴いまして一部制限というようなことを行っておりました。こちらの内容につきまして、緊急事態宣言の延長に伴いまして、それぞれ開館時間、開放時間、受付時間、あるいはこちらの感染症リスクの高い活動につきまして、時間の短縮あるいは一部制限を継続しております。

また、こちら新たな対応といたしましては、3の生涯学習課関係の中止・休止事業がございますが、こちらの2月27日に開催されます郷土資料室講座につきまして、延長に伴いましてこれを中止にさせていただいております。

教育委員会の対応につきましては、以上でございます。

教 育 長 以上で報告事項1「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長に伴う教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 ここで挙げられるような通常の事業ではないと思うんですけど、稲城四小の50周年の式典について、どんなふうな実施だったか、ご対応についてお話いただけますか。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 稲城第四小学校の50周年記念式典1月30日の予定でしたが、中止にされました。児童は朝から集めまして、その中で当日お配りする予定の50周年記念の案内だとか、そういったところをお配りをして、そういった簡単な、活動を行ったというふうに聞いております。午前中ぐらいをめで、そのまま解散というような内容を聞いております。申し訳ありません、詳細については詳しくは聞いておりません。

教 育 長 指導課長、詳細は分かりますか。
杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。急に伺ってすみませんでした。やっぱり稲城市では10、30、50、70というこの奇数、10の位が奇数の周年行事については、教育総務課等の予算を確保して、儀式、セレモニーとして実施するという方針のもとされてきていると思います。また、10の位が偶数であっても、一番長い学校ですね、少し前でしたら140周年、今度2年後に150周年を迎える学校ですね。そんなふうな申合せはあったかなと思ひまして、50周年記念事業というのは、学校、地域にとっても大変大きな事業でありますので、それを教育委員会の事務局のほうでどれだけサポートして、どれだけ分かっているかということも必要かなと。それをやっぱり委員同士でも共有しておく必要があるかなと思ひまして、今、伺わせていただきました。

今、言ったような教育総務課長のほうで中止になったというお言葉を使いましたけれども、中止と言っはいけないかなというふうに思います。これはあくまでも中止をしたわけではなくて、来賓が行かないから中止ということではなくて、これは稲城四小としては児童・教職員一同で実施したわけですね。そして私は学校だよりでタブレットを使って、全員が参加の形で行ったという記事を読みましたが、それをきちっと地域にも学校だよりを通じて知らせているということがありますので、それは私たちみんなで四小もよくやったなということで、コロナに負けずに共有しておきたいなと思っております。意見が長くなってすみません。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 失礼いたしました。中止と申しましたが、学校内でのそういったお祝いと申しますか、そういったところは子どもたちを集めてセレモニーをやったということで聞いています。すみません、言葉が足らずに申し訳ございませんでした。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 私も中止ではなく、学校内でセレモニーをしたという認識でいたいと思います。

教育長 ほかに。

(なしの声あり)

教育長 ほかに質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項の2「令和3年度からの学校給食共同調理場の運営等について」を学校給食課長より説明をお願いいたします。

学校給食課長。

学校給食課長 それでは、学校給食課から、令和3年度からの学校給食共同調理場の運営等についてのご報告をさせていただきます。

新しい学校給食共同調理場第一調理場については、令和3年4月からの稼働に向けて今準備を進めておりまして、第二調理場につきましても第一調理場の稼働に伴い変更する部分もございますことから、ご報告をさせていただきます。

まず1、調理場が提供する給食です。こちらは新調理場の専用調理室で新たに食物アレルギー対応食を始めますので、それに対して普通食と2種類となります。食物アレルギー対応食については、①の除去品目を普通食から除いて提供する除去食と②の除去品目を除いてしまうと献立にならない場合などに変わりの食材を使う代替食、この二つの種類がございます。

2、第一調理場の運営方法でございます。こちらは、(1)番から(8)番まで作業の工程を時系列で並べているんですが、変わったところとしましては(2)の調理のところと(8)の洗浄のところを、二つ併せて今度新たに民間委託ということで対応していきます。

(3)の給食残渣、こちら調理前に調理の段階で出た野菜くずなどを新たにリサイクル委託をしております。

これと併せまして(7)のこちらの給食残渣、こちらは食べ残しのほうですが、こちらも(3)と併せて新たにリサイクルを委託というところで変更をしております。

3、第二調理場の運営方法についてですが、上の2の調理と洗浄のところは、第二調理場は従来どおり直営で行ってまいります。2の(2)と(8)を除いた(1)から(7)までは第一調理場と同様に実施してまいりますので、(3)と(7)の給食残渣のリサイクル委託のところは、こちらも新たに新規で実施としております。

4、令和3年4月から新たに取り組む業務についてでございます。

こちらは、(1)食物アレルギー対応食の提供ですが、第一調理場の専

用の調理室で調理した除去食または代替食を提供してまいります。現時点で100食の想定食数の提供が可能となっております。

献立は普通食と同じとなりますが、除去品目である「乳」「卵」「小麦」などの5品目全てを除去して調理するものでございます。

また、安全性を最優先するため、全員共通の献立を年間を通して提供してまいります。

毎日、専用の調理室で調理した給食を個別の専用容器に入れて、個人ごとのバッグに入れて各学校に搬送します。第二調理場管轄の学校にも第一調理場から専用車で配送します。

1枚おめくりください。

次に（2）給食残渣リサイクルでございます。こちらにつきましては、給食調理等の業務において、日々発生する残渣を業者委託により回収及びリサイクルを行うものでございます。想定する排出量につきましては、第一調理場が1日に約300キログラム、第二調理場が1日に約150キログラムを想定しております。

次に、（3）災害時の炊飯設備の活用でございます。こちらは災害時に米飯を提供できる炊飯設備がありますので、ライフラインが途切れたときでも非常用自家発電装置やプロパンガス切替機が、備わっておりますので、対応が可能となっております。

また、災害時に備えて、この炊飯設備でご飯を炊いて、（2）月1回程度提供するといった日常の給食提供で使用することを考えております。

次に、5、共同調理場の管轄校と提供食数についてでございます。これまでも児童・生徒数の状況により、管轄校の見直しを行ってございまして、今回、新調理場の稼働により一部見直しを行うものでございます。

第一調理場につきましては、城山小学校が抜けて小学校6校に、中学校が二中と六中がここに入ってきてまして、中学校が全部第一調理場管轄になりまして、中学校が6校。全体で5,600食の提供食数を見込んでおります。第二調理場につきましては、逆に城山小学校が増えて中学校がなくなったので、小学校が全部で6校の管轄となります。食数が約2,700食を見込んでおります。

6にその他でございます。

（1）第一調理場のオープン記念の試食会でございます。4月3日の土曜日に行く予定で、今準備を進めてございまして、教育委員さんの皆様方にも、これから招待状を発送する予定でございますので、予定のほう空けていただければと思います。

そのほか、招待者のほかにも一般市民の方も公募して、試食会に来ていただく予定でおります。

（2）紙パック牛乳からびん牛乳への変更でございます。こちらは環境への負担を低減すること、それからあと持続可能な開発目標に寄与するための取組としまして、令和3年4月からリユースができる牛乳瓶に変更を

してまいります。

(3) 旧学校給食共同調理場第一調理場の用地の取り扱いについてでございます。こちらは建物を解体撤去し、原状回復等をした後、借用している土地については地権者の方に返還をいたします。なお、当該用地につきましては、地権者所有と、市所有のいずれの土地も不整形となっております、そのため地権者への土地の返還に当たりましては、土地の不整形を解消するため、区画を整えて地権者と市が使いやすい土地にしていく予定でございます。具体的には令和3年度の当初予算の中で対応させていただくものと考えてございます。

説明は以上となります。

教 育 長 以上で、報告事項の2「令和3年度からの学校給食共同調理場の運営について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

澁谷委員。

澁谷委員 この報告の紙パック牛乳から瓶牛乳への変更はSDGsに寄与するためということで、このような取組をされてとてもいいことだと思いますが、これによってコストがどれだけ上がるのか、そういうようなことについて、お聞かせいただきたいと思います。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 瓶牛乳のほうの価格なんですけど、配送費とかも入ってきている価格になりますので、実際ちょっと業者とは詰めている状況ですので、額は確定はしてないんですが、大体20円弱ぐらい値上がりする、紙パックのものよりも高くなるというふうに言われております。

教 育 長 澁谷委員。

澁谷委員 ありがとうございます。例えばおよそ20円上がるとなると、給食費の材料費の試算ということになると、その分ほかのものを減らすしかないということになるのでしょうか。

教 育 長 学校給食課長。

学校給食課長 令和2年度に給食費を改定させていただいておりますので、現状その牛乳の値上がり分をすぐ上げるというのはなかなか難しいのかなというところですので、献立の材料等を工夫して、近々給食費の改定のほうもしていきたいというふうに考えてございます。

澁谷委員 ありがとうございます。

教育長 ほかに。
吉田委員。

吉田委員 食物アレルギーの対応食の100食想定食数というところですけども、これを超えた場合はどうなるのでしょうか。

教育長 学校給食課長。

学校給食課長 超えた場合ですが、よその市の例を見ても、なかなか100食超えるということがないので、あとは12月に食物アレルギー対応食の事前アンケートを取ったところ、大体五、六十かなというふうには言われておりますが、100食超えたから切るということはしませんので、そのところは食器を買い足したりとか、工夫をして対応していくというふうには考えてございます。

教育長 吉田委員。

吉田委員 分かりました。ありがとうございます。事前に大体の人数を取っているということですので安心しました。ありがとうございます。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 6番、その他の4月の3日の試食会についてですけど、このような予定でされているということは承知しました。大変いい試みだなと思っています。

それでなんですが、この後、コロナの状況がどうなるか分かりませんが、今現在子どもたちもみんな黙って前を向いて食べているのが給食の実態ということで、大人の世界でもそうですね、会食とかしていない状態の中で、もし、その場の想定というのも何かこの場所をもう少し広げるですとか、人数の制限をするですとか、何らかのそういった場合に備えての想定はされているのでしょうか。

教育長 学校給食課長。

学校給食課長 3階の会議室で想定はしております。あと人数を40人ぐらいというところで少なくして、5回の入替えをするというところを考えております。

あと、この時期でちょっとどうかかなともしなつた場合は、隣に休憩室とかもございますので、そちらに分散してしていくことも、コロナの影響等によつてはしていかなければいけないのかなというふうには考えてございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 承知しました。状況を見ながら、いい方法を考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。
これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午前11時13分閉会)